

令和元年度
第3回長崎県公共事業評価監視委員会
議事録

日 時：令和2年1月29日（水）13：30～15：07

場 所：県庁行政棟 3階 313・314会議室

出席委員：井上 俊昭 委員長

大嶺 聖 副委員長

梅本 國和 委員

中村 政博 委員

山本 緑 委員

岡 美澄 委員

五島 聖子 委員

令和元年度第3回長崎県公共事業評価監視委員会

日 時：令和2年1月29日（水）

13時30分～15時7分

場 所：県庁行政棟3階313・314会議室

— 午後 1時30分 開会 —

1. 開 会

○事務局 定刻になりましたので、ただいまから、令和元年度第3回長崎県公共事業評価監視委員会を開会いたします。

私は、本日の進行を務めさせていただきます土木部建設企画課の川添でございます。どうぞよろしくお願ひします。

これより後は着座のまま進めさせていただきます。

本日の委員会でございますが、委員7名全員に出席いただいておりますので、長崎県政策評価条例第11条の規定により、本委員会が成立していることを報告いたします。

本日、ご審議いただきます案件は、土木部の県事業4件、市事業2件の再評価6件でございます。

それでは、審議の進行につきまして井上委員長よりお願いいたします。

○井上委員長 皆さん、こんにちは。審議に入ります前に、新年に入って初めての委員会でございますので、昨年の報告を兼ねて簡単にご挨拶をさせていただきます。

皆様方には、ご健勝にていい新年をお迎えのこととお喜びを申し上げたいと思います。

昨年、皆様方に慎重に審議をいただきました石木ダム建設事業を含めて再評価の23事業、それから事後評価の2事業の結果につきまして、去る11月13日に岡委員さんとともに中村知事に意見書を提出いたしましたので、ご報告を申し上げたいと思います。

今年はまた委員会が今日から始まるということですので、皆様方のご協力を切にお願いを申し上げまして、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。今年もどうぞよろしくお願ひいたします。

1-1 質問に対する回答

○井上委員長 それでは、早速、審議に入りますが、その前に昨年第1回の際に各委員の皆様方から質問がありました件について資料がありますので、これに基づいて事務局に説明させたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○事務局 今年度7月24日に開催しました第1回公共事業評価監視委員会の中で出ました質問について、当日回答できなかった3つの質問について回答させていただきます。

1つ目が工事をする時の調査費が幾らぐらいかかっているのか、2つ目が工法を選定する際どのように判断しているのか、3つ目が人件費や資材単価の上昇について過去10年ぐらいの経年変化のデータを示してほしいといったことに対する回答となります。

まず初めに、1つ目と2つ目についてまとめてご説明いたします。

質問の回答に入る前に、地質調査の目的について説明します。

主な目的として、構造物を支えるかたい地盤、いわゆる支持層がどれくらいの深さにあるのか、それにより基礎の形状や地盤改良の必要性等を検討いたします。また、土質がどのようなになっているのか、掘削の方法や法面の勾配を決定するのに行います。また、どのような地層になっているのか、地すべりの危険性等を判断いたします。また、水位がどれくらいの高さにあるのか、近隣井戸等への影響を検討いたします。地質調査の実施箇所としては、道路整備の場合、トンネル、橋梁の基礎となる箇所、掘削する箇所、盛土をする箇所となっております。

具体事例としてお示ししますが、本年度第1回目にご審議いただきました一般国道499号（岳路拡幅）です。事業概要は、延長2.1キロメートル、車道幅員6メートルの現道拡幅工事です。全体事業費は25億円となっており、当初調査は29本、調査にかかる費用は2,200万円となっております。

これは全体の図でわかりにくいかと思いますので、起点側を拡大し、ご説明します。赤で示しているのが調査位置となります。地形の横断方向を把握するために2カ所、縦断方向を把握するために一定間隔で実施しております。また、上記調査以外は前後の調査結果により想定し、地層図を作成しております。想定により地層図を作成しましたこちらのA-A断面を例に説明いたします。

こちらがA-A断面となります。緑の線で示したものが想定支持層となります。

当初調査の赤に加えて擁壁や法面の各構造物の設計に当たって必要と判断し、追加調査した箇所を青丸で示しております。調査箇所は35本であり、費用は2,500万円となっております。

こちらは、拡大した図になりますが、赤が当初調査をした箇所、青が追加で調査した箇所となっております。

追加調査により、青で示した位置に支持層があることが確認されました。

調査結果をもとに構造物の工法選定を行います。こちらに示しているものが実際に検討した比較表となります。委員のお手元にはA3で2枚の資料をお配りしております。こちらが見やすくなっております。

見やすく整理したものがこちらの表になりますが、今回は4つの工法を比較しており、現道への影響や斜面の安定性、施工性、経済性を総合的に判断して工法を決定しております。

こちらが工法決定後の横断図となります。結果、当初想定から約5.3億円の事業費の増加となったものです。

以上で調査費用と工法選定についての説明を終わります。

続いて、3つ目の質問となります。第1回の委員会において、事業費の増額理由として労務単価や資材単価の上昇が理由となった事業が多数見受けられたことから質問が上がったものです。

まず、県内の労務単価の過去10年の推移について説明します。平成21年から平成30

年度まで上昇が続いており、比較しますと約 8,000 円の上昇となっております。なお、対象は全 51 職種の平均となっております、現在示しているとおりにとなっております。

続いて、県内の資材単価の推移について説明します。代表的な資材でお示ししておりますが、コンクリートは赤のラインです。多少の増減はあるものの、上昇傾向にあります。また、積ブロックは青の線でお示しておりますが、過去 10 年、変動はありません。また、鉄筋に関しましては、毎年価格の変動が激しく安定しない状況にあります。

質問に対する回答は以上となります。

○井上委員長 ただいま説明がありました、この件に関して何か質問、ご意見等ありますか。よろしいですか。

○大嶺副委員長 ボーリング調査を追加で行なっていることや工法選定のことを詳しく説明していただいたので、大体状況を把握しました。

公共事業でボーリングの調査を行った場合、過去のデータベースというのが地盤工学会などで販売されているので、もしそういうのを使われてないなら、参考にさせていただきたいなと思っています。

○事務局 地盤のデータベースについては、九州内で情報を共有しているという状況です。

それと、県独自の取り組みですが、ナークのほうに成果品を登録するというシステムがございます。そこで過去に行ったボーリング等を確認することができます。そのようなシステムを使いながら、よりよい設計につなげていきたいと考えています。

○井上委員長 いいですか。

○大嶺副委員長 はい。

○井上委員長 ほかにありませんか。——ないようでしたら審議に入っていきたいと思えます。

2. 委員会審議

2-1 再評価対象事業の説明及び審議

道建-9 道路改築事業 一般県道諫早外環状線（鷺崎～栗面工区）

○井上委員長 それでは、まず、道路建設課所管の道建-9 の説明をお願いしたいと思います。

○説明者 県央振興局道路第二課の酒井です。よろしく申し上げます。

道建-9 道路改築事業 一般県道諫早外環状線（鷺崎～栗面工区）について説明をします。

事業の説明に先立ちまして、今回の再評価をこの時期に審議いただく理由について説明いたします。

切土について昨年度末に土質の相違が生じたこと。また、今年度に入り、地盤改良などに伴う増額要素が発生したため、事業費及び工程について見直しを行った結果、事業期間及び事業費の変更が必要となり、令和 3 年度の概算要求を行う 6 月までに国との協議を整える必要があるために、この時期に審議をいただくものであります。よろしくお願いたします。

本事業は、平成 23 年度に新規事業化され、平成 29 年度の前回再評価時から全体事業費が増額となり、事業期間も延長となることから、今回、3 回目の審議に諮るものでございます。

3 ページをご覧ください。事業区間は、諫早市長野町から栗面町までの 2.7 キロメートルで、地域高規格道路「島原道路」の一部となります。

4 ページをご覧ください。一般県道諫早外環状線は、地域高規格道路「島原道路」の一部として広域ネットワークを形成し、また、環状道路として諫早市中心部の渋滞を緩和する事業でございます。現在の事業進捗率は、事業費ベースで約 70%、用地進捗率は 100% となっております。

5 ページをご覧ください。事業の必要性としまして、諫早市中心部では、国県道の交通混雑が発生していることから、この一般県道諫早外環状線を整備することで交通の分散を図り、交通混雑を解消・緩和することで安全かつ円滑な交通の確保を図るものでございます。

6 ページをご覧ください。広域ネットワークの形成としまして、島原半島地域と県央地域の地域交流促進と地域活性化、また、大村市の 3 次救急医療施設への救急搬送時間の短縮によりまして安全で安心できる生活の実現が期待されております。

7 ページをご覧ください。今回、全体事業費が 170 億円から 190 億円と 20 億円の増額となります。

増額となった主な理由について説明いたします。

8 ページをご覧ください。土質の相違に伴う増としまして、切土部において軟岩を想定しておりましたが、掘削を進めていく中で中硬岩が確認されたことから掘削方法を変更しております。

9 ページをご覧ください。地盤改良工の見直しに伴う増としまして、施工マニュアルにより固化材の添加量を想定していましたが、施工に先立ち、室内配合試験を行った結果、固化材の添加量を当初想定約 3 倍の量へ変更しております。

10 ページをご覧ください。補強土壁工の背面盛土材につきまして、流用土を土質試験したところ、スレーキング率が 30% を超えておりました盛土材として適さないことが判明したため、盛土材を購入土へ変更し、現場発生土を場外搬出へ変更しております。

11 ページをご覧ください。事業期間の見直しについてです。土質の変更等に伴いまして作業量の低下に伴い、事業期間を令和 2 年度までから令和 3 年度までへ 1 年延長しております。

12 ページをご覧ください。社会経済情勢等の変化としまして、平成 29 年度に吾妻愛野バイパスと諫早インター工区の一部区間が供用しておりまして、本年 3 月には諫早インター工区は全線完成供用となります。また、島原半島への日帰り観光客は増加傾向にありまして、平成 30 年 6 月には原城跡が世界遺産に登録されたことから、今後、ますますの観光客の増加が見込まれております。

14 ページをご覧ください。費用対効果につきまして、事業費の増額及び事業期間の延長により、前回評価時の 1.04 から今回 1.06 となっております。費用対効果の数値が上昇

した要因としましては、交通量推計のベースとなりますOD表が更新され、将来交通量が増加したことと、貨物車の原単位が上昇したことによるものです。

対応方針としましては、事業費の増額、期間の延長はございますが、費用対効果が1.0以上であることと、用地取得も完了していること及び事業の必要性を考慮しまして、事業継続が妥当と考えております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上委員長 ただいま説明がありました道建-9につきまして、ご意見、ご質問があればよろしく申し上げます。

○大嶺副委員長 スライドの10ページ、スレーキング率が30%を超えて、現地発生土は場外へ廃棄処分されたのではないかと思います。時間的な制約や何かの条件で多少コストが高くても処分するということはあると思います。例えば、スレーキング率が30%を超えていても、固化材みたいなものを添加して改良すれば埋立材に使えるとか、そういった事例もいろいろあると思うので、そういう積極的に廃棄物を出さない方法を進めていければと思います。もっといいやり方というのを検討していただきたいなと思います。

○井上委員長 今回の件に関して、いいですか。

○説明者 この背面盛土材につきましては、土砂の間にスチールのストリップ材という材料を入れて摩擦によりもたせていますので、逆に固化してしまうと摩擦がとれなくなります。今回の工事では、いろんな粒度がある土を購入して背面盛土材として使用している状況です。

現地発生土については、極力、現場内で他の工区に利用できるように今後も積極的に処分費の軽減を図っていきたいと考えております。

○井上委員長 よろしいですか。

○大嶺副委員長 はい。

○井上委員長 ほかにありますか。——意見もないようですが、この事業について詳細に審議したいとか、あるいは現地を見たいという要望がありますか。特にないですか。——わかりました。

それでは、この事業について特に質問がないようですので、ただいま説明がありましたように、道建-9については、対応方針（原案）どおり、継続ということにしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 では、そのように取り扱わせていただきます。ご苦労さまです。

道建-10 道路改築事業 一般県道諫早外環状線（長野工区）

○井上委員長 それでは、道路建設課の道建-10の説明をお願いします。

○説明者 引き続きの説明になります。よろしく申し上げます。

道建-10 道路改築事業 一般県道諫早外環状線（長野工区）について説明いたします。

事業の説明に先立ち、今回の再評価をこの時期に審議いただく理由について説明いたします。

当事業は、先ほどの鷺崎～栗面工区とあわせてアクセス道路として事業を進めていたところ、農業用水管の移設が必要となり、事業期間及び事業費の変更が必要となったことから、鷺崎～栗面工区と同様に国との協議を整える必要があることから、この時期に審議をいただくものでございます。よろしくお願いいたします。

本事業は、平成 29 年度に新規事業化され、前回再評価時から全体事業費が増額となり、事業期間も延長となることから、今回、2 回目の審議に諮るものです。

3 ページをご覧ください。事業区間は、諫早市長野町の 0.5 キロメートルで、地域高規格道路「島原道路」の長野インターチェンジへのアクセス道路となります。

4 ページをご覧ください。現在の事業進捗率は、事業費ベースで約 49%、用地進捗率は 100%となっております。

5 ページをご覧ください。事業の必要性としまして、鷺崎町交差点が主要渋滞箇所となっていることから、長野工区を整備することで交通の分散を図り、交通混雑を解消・緩和し、安全かつ円滑な交通の確保を図るものでございます。

6 ページをご覧ください。広域ネットワークの形成としまして、先ほど説明しました鷺崎～栗面工区と同様の役割を果たしております。

7 ページをご覧ください。今回、全体事業費が 13 億円から 20 億円へと 7 億円の増額となっております。

8 ページをご覧ください。管渠工の追加に伴う増としまして、国道 57 号との交差点部において、橋の拡幅を行う箇所に埋設されている農業用水管について、用水管の建設当時の図面をもとに干渉しないと判断しておりましたが、今回、詳細な現地調査及び設計を行ったところ、干渉することが判明したため、用水管の付け替えが必要となっております。

9 ページをご覧ください。地盤改良工の見直しに伴う増としまして、鷺崎～栗面工区と同様に、施工に先立ち配合試験を行った結果、固化材の添加量を当初想定約 3 倍の量へ変更しております。

10 ページをご覧ください。事業期間の見直しについてでございます。増額の理由でも説明いたしましたが、国道 57 号との交差点部において、農業用水管の付け替えが必要となったことから、この付け替え工事に時間を要することで、事業期間を令和 2 年度までから令和 3 年度まで 1 年延伸しております。

11 ページ、12 ページにつきましては、先ほどの鷺崎～栗面工区と同様でございますので割愛させていただきます。

13 ページをご覧ください。費用対効果につきましても、先ほどの鷺崎～栗面工区と同様に、前回評価時の 1.04 から今回 1.06 となっております。

対応方針としましては、事業費の増額、期間の延長はございますが、費用対効果が 1.0 以上であること、用地取得が完了していること及び事業の必要性を考慮しまして、事業継続は妥当と考えております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上委員長 ただいま説明がありました。この件に関して、ご意見、ご質問等があればよろしくお願いいたします。

○岡委員 先ほどの鷺崎～栗面工区とつながる道路ということで間違いないですかね。この地区は、土日とか時々通りますが、ここにつながる国道は大変渋滞しています。また、この道路が最終的に全部開通すると大変スピードが早く島原半島に行けるということで、島原半島にはいろんな産業がありますから、半島全体のスピードアップ、効率が上がると思います。ジオパークや原城もありますので、ここの道路の開通が1年遅れるということに関しては残念ですけれども、ぜひ進めていって、私は、この道路が早くできることを期待しております。

○井上委員長 ほかにありますか。

○山本委員 すみません、ちょっと知らないのですが素人的な質問をさせていただきます。先ほどの道建-9 もそうですが、両方とも増額の理由に地盤改良工の見直しがありますが、この件では固化材の添加量を3倍に増やすということですが、例えば、固化材の種類を変えろとか、施工法を変えろとか、そういうことはせずに添加量を単純に増やすということですが、よくやられているのですか。

○説明者 そうですね、当初につきましては、土地の買収ができておらず、土質試験等もできていないものですから、近傍の道路で地質調査を行い、施工マニュアルに基づいて添加量を決めております。先ほどもお話ししましたが、施工に先立ちまして、その地盤の土質をとって、その土質で試験を行った結果が約3倍程度のセメント量が必要になっております。

ここににつきましては、最初の概略設計の時に、土を使わずに発泡スチロールを使う軽量盛土など工法比較をした中で今回のこの地盤改良を選定している状況です。

○山本委員 この道建-10 では深層混合処理工法と施工法が書かれていますが、もともとこういう工法をする予定だったということですか。

○説明者 工法自体は、この深層混合処理工法で設計をしております。

○井上委員長 いいですか。

○大嶺副委員長 今の地盤改良で改良材の添加量が増えて3億円ということですが、改良する土量がどのくらいなのか、わかれば教えてください。

○説明者 すみません。現時点、詳細なボリュームについては資料を持ち合わせておりません。

○大嶺副委員長 例えば1立方メートル当たりセメント何キロ増やしたのか。それにここに改良する土砂の量と固化材の価格を掛けたらわかると思いますが、それが3億円なのか。それ以外にも増えるものがあつたのか。固化材の添加量を増やすぐらいただつたら、追加の費用というのがどこまであるのかということがわからなかつたので。

○事務局 すみません。この件について今から調べて最後のほうにでもお答えをさせていただきます。

○井上委員長 わかりました。そしたら後でまた回答させたいと思います。

ほかにありませんか。

○中村委員 先ほどの工区は、当初の120億円から190億円ということで70億円増えています。今回の工区は当初の9億円から20億円と金額的には小さいですが、この工区

の場合、平成 29 年着工で、まだ余り期間が経ってないにもかかわらず、当初の 9 億円から 20 億円、倍以上になっているということなので、ここについては何か今後の反省材料にするようなことがないのかどうか、お聞きします。

○説明者 新規事業化されたのが 29 年度でございます。この新規の政策評価に諮ったのは、その前年度の 28 年度でございます。28 年度に政策評価を受けて 29 年度に新規事業、その後に測量設計を行って、その結果、今回の増額が判明したという状況でございます。

○中村委員 経緯は結構でございます。ただ、単純に短い間に 2 倍になってしまうというのは、やっぱりいかなものかというところもありますので、今後の反省材料にさせていただければというところでございます。

○説明者 今回の経験をもとに、今回の成果を反映させていきたいと思っております。

○井上委員長 よろしくお願ひします。

ほかにありませんか。ないようでしたら私のほうから 1 つ基本的なことを。

基本的な工区の分け方ですね。何々工区というのがありますが、採択条件とか効果とか目的がそれぞれあると思いますし、工区を分けることによって、工区の完成によって供用開始が早期にできるとかいろいろいいところがあると思いますが、その分け方について何か基本的な考え方がありますか。

○説明者 道路建設課です。工区の分け方については、1 つの工区が約 10 年でできる規模を考えております。その中で現道の問題の高い箇所から優先度をつけて計画的に工区を分けて進めています。

○井上委員長 例えば、島原道路の場合、工区を細かに分けたほうが、長期的に見たら早く完成するということになりますか。

○説明者 今回はバイパスですので、予算を集中して、まず供用開始の区間を確実に効果発現させることが大事だと思いますので、工区を切って集中的に進めることが最終的には全体的に効果の高い進め方だと思います。

○井上委員長 わかりました。

ほかにありませんか。——ないようでしたら、この道建-10 につきましても、原案どおり、継続ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 それでは、原案どおり、継続ということにしたいと思いますが、これについて現地調査とか詳細審議が必要と思われますか。——ないようですので、原案どおりとさせていただきます。ご苦労さまでした。

道維-4 道路改築事業 1 級市道久田日掛線

○井上委員長 それでは、道路維持課の道維-4 の説明をお願いします。

○説明者 対馬市建設部建設課の原田でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、1 級市道久田日掛線（佐須工区）についてご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。市道久田日掛線は、対馬島の下島に位置し、主要地方道棧原

小茂田線と主要地方道厳原豆酩美津島線とを結び、厳原町西沿岸の佐須地域から久田地区を最短ルートでつなぎ、厳原中心街へ通じる幹線道路です。当路線は、佐須地域にとって日々の生活や緊急時の連絡路とあわせ、漁獲物の輸送路でもあり、生活道路及び産業基盤道路として重要な役割を果たしています。

2 ページをご覧ください。審議経過につきましてご説明いたします。

平成 30 年度に再評価後 5 年経過で第 2 回目の再評価を受け、令和元年度に完了予定でした。今回の審議では、住民からの要望により、汚濁水の対策に時間を要したため、工期延長を行うもので、この時期に再評価を受けることとなった理由も、この協議に時間を要したためです。

3 ページ目をご覧ください。事業概要についてですが、工事起点を厳原町檜根とし、工事終点を厳原町下原とする全体計画延長 2,180 メートル、車道幅員 5.5 メートルの道路です。総事業費は 18 億 5,000 万円で、平成 17 年度に着手し、平成 30 年度までの事業費が 15 億 5,800 万円、L=1,680m を供用開始済みでございます。また、進捗率は事業費ベースで 84.3% です。

4 ページをお願いします。続きまして、事業効果についてご説明いたします。

1 点目は、道路整備による安全性向上及び市街地へのアクセス向上を目的としています。日常の買い物など生活圏は、久田地区、厳原地区などの厳原町中心街となっており、本路線の整備は日常生活に欠かせないものとなっています。

2 点目は、医療機関への緊急車両の搬送時間短縮を目的としています。本路線沿いの集落で緊急搬送が発生した場合、厳原地区にある対馬市消防本部から出動し、美津島町鶏知のつしま病院へ搬送されており、本路線の整備による効果は非常に大きいものがあります。

3 点目は、水産物の輸送時間の短縮を目的としています。近隣には厳原町漁協小茂田支所があり、陸揚量約 140 トン、陸揚金額 2 億 5,500 万円の漁獲量を誇っています。そこで陸揚げされた漁獲物については、厳原町漁協へ収集し、厳原港からフェリーで本土へ出荷しており、輸送時間短縮により鮮度が保持されることで魚価が安定し、漁業所得の向上につながります。

次に、必要性についてです。写真の左側は改良前の写真で、路線バスと大型車両の離合状況です。車道が狭く、現道に家屋が隣接しているため、走行しながらでは離合できず、路線バスが待機をしている状況です。写真の右側は改良済み区間の状況です。写真でもわかるように、改良後はスムーズな通行ができるようになっています。

5 ページをお願いします。進捗状況、事業期間の見直しについてご説明いたします。

本事業は、平成 30 年度に再評価後、5 年経過の評価を受けており、今回はそれから 2 年間、工期の延伸を行うことによる再評価をお願いするものであります。

事業費につきましては、前回の再評価時点で総事業費は 18 億 5,000 万円でありまして、今回、再評価では事業費の変更はありません。

6 ページをお願いします。しかしながら、橋梁、護岸等、ダムの水辺付近を工事する時にダム下流で水稲している農家より汚濁水に対する相談があり、協議の結果、汚濁防止シートを二重に張ることや、工事区間の施工方法を分割することにより了解を得ました。こ

の対応に時間を要したことにより、完成年度を延伸せざるを得ない状況となりました。

7 ページをお願いします。事業の投資効果についてご説明いたします。

これは費用対効果の数値を平成 30 年時と今回の再評価時を表示していますが、前回評価時に比べ費用対効果の数値が減少しております。これは事業期間の延伸が要因です。

次に 8 ページをお願いします。最後に、対応方針（原案）の決定根拠についてご説明します。

まず 1 点目ですが、費用便益比は 1.0 を下回っておりますが、市町村事業は社会資本整備総合交付金交付要綱に記載されているように、整備計画書には費用便益比を記載する対象事業となっていないことから事業継続は可能であること。

9 ページをお願いします。2 点目に当該事業が完成間近であること。また、特に地区住民からの強い要望もあること。

以上の理由により、対応方針の原案は、事業の継続とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○井上委員長 それでは、この事業に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたらよろしくをお願いします。

○岡委員 まず、住民の方の意見をととても丁寧に聞いていただいているなというのを本当に感じました。対馬ではない、この長崎の地で委員会を開くより、住民の方々のご意見を聞かれていることは本当に有意義なことだと思っております。

質問ですけれども、事業費が前回の平成 30 年度の時と今回と 18.5 億円ということで変わってはいないですけれども、最初の人件費の高騰などありましたが、その辺を踏まえて総事業費は変わらないということで間違いはないということですかね。

○説明者 はい。減額となっている工種もあり、相殺して事業費の変更はありません。

○岡 ありがとうございます。

○井上委員長 ほかにありましたらよろしくをお願いします。

○山本委員 工事中に実施区域の水質に影響が出るというのは想定されていて、恐らく対策しながらされていたと思いますが、それでもこのような汚濁水の問題が出てきてしまったということに対する原因みたいなものは考えていますか。

○説明者 当初から一重の汚濁防止膜は設置していましたが、やはり若干漏れがあり、完璧には抑えられない状況でしたので、二重にすることで何とか抑えて地元にもご理解をいただきました。

○井上委員長 ほかにありますか。ありませんか。——ないようですので、この道維-4 につきましては、原案どおり、継続ということで決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 わかりました。それでは、原案どおり、継続とさせていただきます。

道維-5 道路改築事業 その他市道内山 2 号線（内山工区）

○井上委員長 続きまして、道維-5 の説明をお願いします。

○説明者 引き続きの説明になりますけれども、その他市道内山 2 号線（内山工区）につ

いてご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。市道内山 2 号線は、対馬島の下島に位置し、一般農道大谷線と主要地方道瀬浦厳原港線とを結び、厳原町西地域から久田地区を最短ルートでつなぎ、厳原町中心街へ通じる基盤道路です。当路線は、厳原西地区の住民にとって日々の生活や緊急時の連絡路とあわせ、漁獲物の輸送路でもあり、生活道路及び産業基盤道路として重要な役割を果たしています。

2 ページをご覧ください。審議経過についてご説明いたします。

当初計画は、平成 22 年に事業着手し、平成 26 年に完了予定でありましたが、法面の工法変更及び発生土の処理に伴う事業費の増額、また、取水施設対策の調整に時間を要したため工期延長を行うものであり、今回、事業採択後 10 年経過の今年度に再評価を受けるものです。

3 ページをご覧ください。次に、目的・事業概要についてご説明いたします。

目的といたしましては、交通の円滑化、安全性向上を図ることで地域住民の生活利便性の向上、緊急医療体制強化の支援及び水産業の振興に寄与するためです。

概要といたしましては、全体計画延長 1,300 メートル、車道幅員 4 メートルの道路です。総事業費は 10 億円で、平成 22 年度に着手し、平成 30 年度までの事業費が約 8 億 1,800 万円、L=970m が整備済みとなっております。また、進捗率は、事業費ベースで 81.8% です。

4 ページをお願いします。事業の効果についてですが、1 点目は、道路整備による安全性向上及び市街地へのアクセス向上を目的としています。日常の買い物など生活圏は久田地区、厳原地区などの厳原町中心街となっており、本路線の整備は日常生活に欠かせないものとなっております。

2 点目は、医療機関への緊急車両の搬送時間短縮を目的としています。厳原西地域にある 3 集落から緊急搬送が発生した場合、美津島町鶏知のつしま病院へ搬送されており、本路線の整備による効果は非常に大きいものであります。

3 点目は、水産物の輸送時間の短縮を目的としています。近隣には上槻漁港、久根浜漁港があり、2 漁港を合わせた陸揚量約 45 トン、陸揚金額 3,400 万円の漁獲量があります。そこで陸揚げされた漁獲物については、厳原町漁協に収集され、厳原港からフェリーで本土へ出荷しており、輸送時間短縮により鮮度が保持されることで魚価が安定し、漁業所得の向上につながります。

5 ページをお願いします。事業費の見直しについて説明します。

当初、総事業費は 6 億円でしたが、地質調査の結果により、モルタル吹付から吹付法枠へ変更と、地山補強土工として鉄筋挿入工を行い、約 2 億円の増額。掘削した土砂を当初盛土として使用を考えていましたが、真砂土で降雨による浸食を受けるため盛土として使用不可であるため捨土として処理した費用約 1 億 5,000 万円。そのほかに労務単価及び資材単価の高騰などで約 5,000 万円。合計 4 億円の増額となり、総事業費が 10 億円になったことであります。

6 ページをご覧ください。事業期間の見直しについて説明します。

完了工期を当初平成 26 年度にしておりましたが、法面工の工法変更に伴う事業量が増加したこと。また、当地区は、各家庭で生活用水及び水稲用、シイタケ栽培の散水用に山から直接取水しており、道路を整備することで取水状況が変化しないか心配する住民が多く、その対策協議に時間を要したため、完成を令和 3 年度までに見直すことといたしました。

7 ページをお願いします。事業投資効果についてです。

この表は、費用対効果の数値を平成 22 年時と今回の再評価時を表示していますが、費用対効果の数値は減少しているものの、1.0 以上あり、効果を見込めるものであります。プラス要因としましては、費用便益分析マニュアルの改定があります。また、マイナス要因としては、事業費の増額及び期間の延長です。

8 ページをお願いします。最後に、対応方針（原案）の決定根拠について説明します。

費用対効果は 1.0 以上あり、効果は期待できると考えております。また、事業も完成間近であり、住民からの要望も強いことから、期間を延長し、対応方針（原案）は、事業継続とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○井上委員長 ただいま説明がありました事業につきまして、ご質問、ご意見等があればよろしくをお願いします。

○五島委員 もうほとんどでき上がって完成手前なので、これは進めるべきだと思いますが、1 つ不思議に思うのは、幅も狭く、そんなに長い道路ではないのに、どうしてこんなに時間がかかったのか。

○井上委員長 回答をお願いします。

○説明者 説明の中にもございましたが、地質調査を行いましたところ、法面、土質が真砂土で非常に悪く、当初はモルタル吹付のみでの工事を想定していましたが、地質調査の結果、法枠工と鉄筋挿入工が必要ということになりました。これに設計委託で 1 年、工事で 2 年、トータル 3 年ほどかかっております。それ以外では、発生土の調査で 1 年プラスというように事業が少しずつ延びています。

○五島委員 それは事前調査の甘さとか、最初に計画がしっかり練られていなかったの、どんどん延びてしまったというような感じだと思います。やっぱり工事期間が長いと周辺住民の迷惑にもなるので、しっかり計画を立てて最速で完成するようにやってもらいたいと思います。

○説明者 道路維持課の岩永と申します。補足で少し説明させていただきます。先ほどの島原道路と比較すると時間がかかっているように見えますと思いますが、県と市で当てる予算の規模が違うことがあり、単純に比較できない要素としてあると思っております。

○井上委員長 よろしいですか。

○五島委員 はい。

○井上委員長 ほかに。

○岡委員 こちらに関しても盛土で利用できない土が出たということで、先ほども大嶺副委員長の意見もありましたけれども、私も完全に一般人なので、処理するだけで、この場

合、1億5,000万円ということで想像できないような額ですが、以前と違って盛土にするにも規格なり決まりが厳しくなっているからだと理解をしているところです。

質問ですけれども、当初、完了が平成26年だったということですが、評価監視委員会を開く場合は、完了期間をむかえる前に審議をすることが多いですが、この辺の流れについて教えてください。質問の内容はわかっていたかもしれませんが、お願いいたします。

○事務局 事務局のほうからお答えします。

確かに、これは平成26年度の完了ですので、本来であれば、平成26年度の前に期間を延ばすことについて審議をいただくべきだということ考えています。交付金事業は事業採択後10年経過した時点で再評価を受けます。先ほど説明があった島原道路は補助事業であり、これについては事業採択後5年経過した時点で再評価を受けるというルールで行っています。今回のように10年の間の中に工期を延ばす必要が生じたというものにつきましては、2年ほど前までは報告事項ということで、一旦、委員会のほうに報告だけさせていただいて、その後、10年経過時点で審議を受けさせていただくというような手続をとっておりました。

今回のように、完了年度を過ぎた後に審議を受けることになりますので、手続のやり方を変えて、こういうことが生じないような手続の変更をしたところでもあります。まだ過渡期といいますか、そういう対象が今からはなくなっていますが、実際は幾つか事業としては残っている状況です。

○岡委員 以前の規定では事後報告でよかったけれども、2年前に決まりが変わって、このようなものがもう少し出てくるということですかね。

○事務局 はい、そういうことになると思います。今後しばらくすると、出てこないということになると考えています。

○井上委員長 よろしいですか。

○岡委員 ありがとうございます。

○梅本委員 取水施設対策の調整に伴う工期延長の件で質問です。ここで取水をして生活されている方々がいらっしゃって、工事によって取水状況が変化しないか心配される方がいらっしゃったということで、いろいろ協議を要したということですが、結局、これは工事によって何らかの影響が出るものだったのか。あるいは出るのだとしてどんな対策が実際とられたのかということ、イメージがよくわからないので教えてもらえますでしょうか。

○説明者 6ページの下の図面をご覧くださいと思いますが、②の箇所と書いている部分は、3名とか4名の複数の方で取水槽を自分たちでつくられて、ここに一度水を集めて使用されております。これ以外につきましては、各々の家が近くの沢から直接パイプで自分の家に水を引かれています。これは飲み水以外の洗濯や稲作、シイタケの散水とか各方面に使われております。特に洗濯等に使っていらっしゃることから濁れば洗濯物に影響が出るということがあり、それぞれ協議を行い、立ち会いを行い、補償をして新たに所有者に貯水槽をつくっていただいております。そのような対策をしてきたところでございます。

○梅本委員 この写真のものは、なんか井戸水みたいな感じですか。山から水をとってそれが使えるというのがよくわかりません。

○説明者 写真の左側が山の上流になるかと思えます。右側の貯水槽の下にパイプが少し写っているかと思えます。山の上のほうからパイプでこの貯水槽に水を引き込んで、一時溜め、そこからまた下流に向かってパイプで流しています。3~4名であればそれぞれにお金を出し合って貯水槽をつくられていつでも水が出せるような対策をとられておりますが、個人でされているところは、沢の中にそのままパイプが設置されているので、水が出にくい場合、雨がなかなか降らない場合は水が出ない場合があります。

○井上委員長 よろしいですか。

○梅本委員 はい。

○井上委員長 ほかにありますか。

○大嶺副委員長 先ほど岡委員からも少し話があった発生土のことですけど、このスライドの5ページを見ると真砂土だから再利用できないとありますが、普通、真砂土なら締め固めれば十分強度が出るため盛土にできる材料だと思いますが、それがどうして真砂土が使えないのかということが1つ。

それと、このスライドを見ると1.5億円で2万1,000立方メートル。単純に1立方メートルに換算すると7,000円となります。真砂土を廃棄すると運搬費込みで7,000円はかなり高いと思いますが、その金額なのかということ。もし処分場に捨てているなら、きちんと manifests でどこに処理したとか、そういうところまで確認されているのかをお願いします。

○説明者 説明の中では触れませんでした。この埋め戻し土につきましては土質試験を行いまして、試験結果で含水比と粒子の関係で盛土材としては不適格ということになり、盛土材として使用するためには改良が必要という結果になりました。それで改良も視野に入れて比較検討を行った結果、捨土が一番安くて経済的であったということで捨土としております。

対馬市にあります建設業協会の残土処分場に持って行って捨てておりますので、こちらについては manifests も控えがございます。

金額につきましては、処理費と運搬費と、諸経費が入っておりますので7,000円となりまして、処分費等は基本単価にありますので、今はっきりした金額は覚えていませんが、諸経費まで含んだ金額が7,000円ということです。

○大嶺副委員長 使えないからすぐ廃棄するという例がかなり見受けられ、安易に捨てているような印象があるので、できるだけ考慮していただきたいなと思っています。

○説明者 ここの埋戻土が使えなかった場所の埋め戻しにつきましては、市のほかの工事で出ました残土を流用でこの工区に入れておりますので、できるだけそういうふうな工事ができるように心がけてやっております。

○井上委員長 よろしいですか。

○大嶺副委員長 はい。

○井上委員長 ほかにありますか。——ほかに意見もないようですので、この事業につき

ましては、原案どおり、継続ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 わかりました。それでは、道維-5につきまして、原案どおり、継続ということによって決定させていただきます。説明ご苦労さまでした。

砂防-3 事業間連携砂防事業 白井岳地区

○井上委員長 次は、砂防課、お願いします。

○説明者 県北振興局砂防防災課、寺中と申します。

これより、砂防-3 白井岳地区事業間連携砂防事業の再評価について説明させていただきます。よろしくお願いたします。着座で説明させていただきます。

事業主体は長崎県、事業箇所は松浦市調川町になります。

2 ページをご覧ください。審議経過についてですが、本事業は平成 30 年度に再評価後 5 年経過したことによる再評価の審議を受けておりますが、今から説明いたします白井岳地区と次にご説明させていただきます大野地区の 2 つの地すべり事業につきましては、令和 2 年度より交付金事業から個別補助事業へ移行することとなるため、今回、再度審議をお願いすることになっております。

この事業の移行につきましては、外部の有識者の承認が必要となっております。長崎県では、公共事業評価監視委員会の場で審議をお願いいたしております。

次に、交付金事業から個別補助事業へ移行するに至った経緯について説明させていただきます。3 ページをご覧ください。

国土交通省では、令和元年度より、国または都道府県が管理する道路のうち土砂災害による寸断のおそれがある箇所につきまして、新たな補助制度が創設されております。この補助事業は、保全対象に国県道を含み、さらに補助事業移行後概ね 5 年以内で完了する箇所を整備する地すべり対策事業等が対象になっております。

白井岳地区及び大野地区につきましては、保全対象に国県道があり、この道路が寸断された場合には物流の阻害による生産の低下や救急搬送に支障をきたすおそれがありますので事業進捗が極めて重要となります。

イメージ図にありますように、交付金事業から個別補助事業へ移行することで、交付金制度では国交省からの予算は県に配分され、県の裁量に基づき自由に予算を割り振ることができですが、個別補助事業では予算を優先的に箇所ごとに配分されることとなります。なので、集中的に事業を実施することが可能となります。

現在、個別補助へ移行しておりますのは、県内の地すべり事業全 20 カ所のうち、令和元年度に 4 カ所が既に移行しており、令和 2 年度より今回ご審議をいただく 2 カ所を含めて、計 6 カ所が個別補助事業へ移行することとなります。また、令和 3 年度以降の移行予定箇所は 5 カ所ありますが、こちらにつきましては現時点では概ね 5 年以内の完了の見通しが立っておりませんので、見通しが立ち次第、段階的に移行したいと考えております。

以上のことから、白井岳地区と大野地区の地すべり事業 2 カ所につきましては、個別補助事業へ移行を考えております。

続きまして、事業の説明を行います。4ページをご覧ください。

当地区は昭和30年代に地すべり現象が発生しております。そのため昭和57年度より事業が開始され、抑制工等の対策工を実施し、民生の安定を図ることを目的としております。

事業概要といたしまして、集水井工9基、集水ボーリング工137本、横ボーリング工86本、杭打工176本、アンカー工125本となっております。

事業の経過といたしましては、昭和57年に事業を開始しており、昭和60年に用地に着手し、今年度用地買収が完了しております。

事業進捗率といたしまして、事業費ベースで84.6%、用地進捗率は100%となっております。

続きまして、5ページをご覧ください。事業の効果・必要性についてですが、地すべりブロック内は地すべりにより亀裂などの家屋被害が見られ、また保全対象としまして国道県道や二級河川が含まれていることから、地すべり災害が発生した場合の被害は甚大なものと予想されるため、地すべり対策が必要であります。

続きまして、6ページをご覧ください。前回再評価時点からの事業費の見直し及び完了工期に変更はありません。

続きまして、事業の投資効果についてご説明します。

費用対効果につきましては、前回5.33に対し、今回5.51と増加しております。B/C算定によるプラス要因といたしましては、便益の基準となります評価額を最新のものに更新したことによりプラス側に働いております。例えといたしまして、家屋1平方メートル当たりの評価額が、前回17万8,800円に対しまして、今回が18万3,700円に増額しています。このほかにも評価額の増加に伴いプラス側へ働いたと思われまます。

最後に、本事業は、保全対象の重要性、災害時の地域経済への影響を考慮した上で事業継続の必要性があり、費用対効果も十分見込まれることから、対応方針は継続でお願いしたいと考えております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○井上委員長 ただいま説明がありました砂防-3について、何かご意見、ご質問等があればよろしくお願いたします。ありませんか。——それでは、砂防-3につきましては、原案どおり、継続ということで決定したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 それでは、そのように継続で決定をさせていただきます。

砂防-4 事業間連携砂防事業 大野地区

○井上委員長 続きまして、砂防-4の説明をお願いします。

○説明者 引き続き、ご説明させていただきます。

これより、砂防-4 大野地区事業間連携砂防等事業の再評価について説明させていただきます。

同じく事業主体は長崎県になっております。事業箇所は佐世保市野中町になります。

審議経過についてですが、先ほどの白井岳地区と同様に交付金事業から個別補助事業へ移行したことに伴い、今回の審議となっております。

また、大野地区は、あわせまして工期の延長があり、完了年度を平成 33 年から令和 6 年へ延長しております。

交付金事業から個別補助事業へ移行については、先ほど、白井岳地区でご説明させている内容と同様でありますので割愛します。

続きまして、目的・事業概要・これまでの経緯についてご説明します。

当地区は、昭和 28 年から 31 年までに地すべり現象により、宅地に変状が見られました。そのため平成 8 年度より事業が開始され、抑制工等の対策工を実施し、民生の安定を図ることとして工事を行っています。

事業概要としましては、集水井工 19 基、集水ボーリング工 329 本、排水ボーリング工 19 本、横ボーリング工 27 本となります。

これまで、平面図の黒着色箇所については整備が済んでおり、事業進捗率は、事業費ベースで 77.5%、用地進捗率は面積ベースで 57%となっております。

また、保全対象といたしましては、家屋 1,672 戸、国道 602 メートルです。

続きまして、5 ページをご覧ください。事業の効果・必要性についてですが、地すべり区域内の住宅や神社の塀にひび割れが発生しており、また、保全対象として国道や二級河川等があり、地すべり災害が発生した場合、被害が甚大になるため、地すべり対策が必要だと考えております。

続きまして、6 ページをご覧ください。前回の再評価時点から事業費の変更はございません。

事業期間の見直しですが、施工箇所には耕作地等が広がっており、用地買収に時間を要しております。また、地元との協議におきましても、耕作地内の作業及び工事用道路の設置を農閑期に行うことを事業実施の条件とするように求められております。そのため、工事に不測の日数を要し、工期を令和 6 年まで延長しております。

続きまして、事業の投資効果についてご説明します。

費用対効果につきましては、前回 24.75 に対し 50.46 と増加しております。プラス要因といたしましては、B/C を算定するに当たりまして、精神的被害に関する項目を反映しております。これにより精神的被害額として 1 人 2 億 2,600 万円を見込んでおり、保全人家が多い大野地区では、特に B/C がプラス側に大きく働いております。

最後に、本事業は、保全対象の重要性、災害時の地域経済への影響を考慮した上で事業継続の必要性があり、費用対効果が十分見込まれることにより、対応方針は継続でお願いしたいと思っております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○井上委員長 ただいま説明がありました砂防-4 につきまして、ご意見、ご質問等があればよろしくお願いたします。

○岡委員 B/C がきょうの中では 1 桁違うので、ちょっとびっくりしたところですけども、単純なことからお伺いさせていただきます。

個別補助事業の要件として、概ね5年以内に完了するものということでしたが、用地買収率が57%、令和6年完了を想定されていますが、実際のところ、ちょっと疑わしいと思っていますところですが。

○説明者 交渉に当たり、この時期に終わるという見込みを立てた上で今回のご審議に諮らせていただいておりますので、私どもといたしましては、終わると考えております。

○岡委員 もしもこれが想定外に、例えば10年とか延びた場合、個別補助事業にしたのに、罰則などの決まりごとはありますか。

○説明者 今のところ、概ね5年を超えた時に罰則があるという話は聞いていません。実際、5年の段階で国のほうに相談するような形になろうかと思えます。ならないように取り組んでまいります。

○岡委員 私は佐世保に大変かかわりがあるので、この地区は大変人も多いですし、住民の方々が協力的であることを望んでおります。ありがとうございます。

○梅本委員 私も同じところの質問だったのですが、先ほどの砂防-3は、平成10年から始めた事業で用地進捗率は100%と。この砂防-4は、さらにそれより古い事業であるにもかかわらず、まだ57%しかいっていないということで、今後、用地の獲得が進む見込みがあるのかどうかという質問でしたけれども、見込みがあるというふうに考えていいでしょうか。

○説明者 はい。地元とも話を重ねた上での、見込みはあると私どもは判断させていただいております。

○井上委員長 ほかにございませんか。

○大嶺副委員長 まだ整備ができてないところが結構あるのか。それをまた将来的に優先順位をつけて、どこにどうするというのを計画しないといけない状況なのかを教えてください。

○井上委員長 それは県全体で。

○大嶺副委員長 そうです。

○井上委員長 県全体でこのような計画をすべき事業がほかにあるのかと、その計画的なことについて尋ねておられます。

○大嶺副委員長 ここの地区が完了したら、ほかは大体対策等がなくてもいいという状況なのか。

○井上委員長 優先的にこのような事業の計画があるのかどうか。

○説明者 地すべり事業におきましては、実際、地すべりの挙動等が確認された時点で事業化している実情がございます。令和2年度時点20カ所ほど県内で事業を進めているような状況です。今のところ、この20カ所以外で地すべりの挙動が確認されている箇所はございませんが、今後の降雨状況で地すべりの挙動等が確認されましたら新たに追加して事業を進めていくような形になります。

○井上委員長 よろしいですか。

○大嶺副委員長 はい。

○井上委員長 ほかに。

○山本委員 砂防-3も砂防-4も進行中の事業なので動態観測みたいなことはされていると思いますが、去年も雨が多かったので、現在の一番新しいところの状況を教えていただきたい。

○説明者 毎年、降雨期も含めまして地中の動きや歪み、地すべりの挙動の原因となります水位については挙動観測と合わせて観測をしています。やはりまだ水位が高い状況というのが見受けられます。まず水位を下げて鎮静化を図ろうとしています。まだ一定水を抜く必要があると私どもは判断しております。

○山本委員 未整備のところ、この1~2年ですぐにどうにかなるような状況はないということですか。

○説明者 地すべりというのは、動きはありますが、一気に動くということはありません。動態観測、水位観測しながら適切に効果のあるところから対応していこうと考えております。委員のご指摘も入れながら、観測を整えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○井上委員長 ほかにありますか。——ないようですので、砂防-4については、原案どおり、継続ということで決定させてもらってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

2-2 再評価の詳細審議事業の確認

○井上委員長 以上で再評価対象事業の説明と質疑応答については終わりましたが、最後に確認したいと思っておりますけれども、以上の事業について、詳細審議や現地調査で詳しく調査したいという事業がありますか。——ないようですので、以上については、詳細審議、それから現地調査の必要はないということで決定をさせていただきます。

先ほど、保留にしておりました回答につきまして道路建設課から説明をさせたいと思っております。

○説明者 県央振興局です。道建-10の資料の9ページをご覧ください。

添加量についてのご質問だったと思います。工区の全体の延長が0.5キロメートル、改良体の幅が約20メートル、深さが約7メートルとなります。全てが改良体ではなく、約8割として約5万6,000立方メートルが改良体の体積になります。この5万6,000立米に対して添加量が約3倍ということで、増加量が1立方メートル当たり230キロ、0.23トンになりますので、0.23トン掛ける5万6,000立米ということで、添加量の増加につきましては1万2,880トンになります。よろしく申し上げます。

○井上委員長 ただいまの回答につきまして何かありますか。

○大嶺副委員長 ほとんど固化材の価格になっているということでしょうか。

○説明者 追加で説明しますが、立方メートル当たり固化材の単価は約2,500円です。2,500円掛ける5万6,000トンで約1億4,000万円。それと添加量が増えることで機械の運転時間も増えます。また、作業員の拘束時間も増えます。その他含めた金額が増額しているということになります。

○大嶺副委員長 わかりました。1点、セメントとか固化材の改良は環境負荷がかなり高いので、もし工法を変更できるなら別の砂みたいなもので置換するとか、リサイクル材でスラグを使って改良材をつくるとか、いろんなやり方が検討できるのではないかなと思います。そういう環境の面からでも検討していただければなと思います。

○井上委員長 何かコメントありますか、ないですね、わかりました。

ほかに今の回答について何かお尋ねしたいことがありますか。——それでは、以上で予定された審議項目は、全て終了いたしました。

今後の予定等について事務局のほうから何かありますか。

○事務局 今後の予定につきましては、意見書を提出していただくこととなりますので、その日程の調整等について、またご連絡をさせていただきたいと思います。

以上です。

○井上委員長 それでは、以上をもちまして本日の審議を終了させていただきます。

円滑な審議にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

○事務局 委員長、ありがとうございました。また、委員の皆様方におかれましては、長時間のご審議、ありがとうございました。ご指摘がありました事項につきましては、適切に対応させていただきます。

また、本日の議事内容につきましては、議事録並びに議事要旨を作成し、委員の皆様にご確認いただいた上で公表したいと考えておりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和元年度第3回長崎県公共事業評価監視委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

— 午後 3時 7分 閉会 —